

令和 3 年度業務実績報告書

【第 4 期中期目標期間】平成 3 0 年度～令和 4 年度

自 令和 3 年 4 月 1 日

至 令和 4 年 3 月 3 1 日



独立行政法人空港周辺整備機構

<第4期中期目標 政策体系における法人の位置づけ及び役割>

航空輸送の急激な発展に伴うジェット機の運航の増加は、利便性の向上をもたらす反面、空港の周辺地域に深刻な騒音問題を引き起こした。国は、特定飛行場（国が設置する公共用飛行場であって騒音等による障害が著しいと認める空港）について、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号。以下「騒防法」という。）」に基づき、その周辺地域の住宅の騒音防止工事の助成や移転補償等の環境対策事業を実施している。福岡空港は、特定飛行場の中でも、特に周辺の市街化が著しく、騒音区域における航空機騒音障害の緩和や生活環境の改善に資するための計画的な地区整備を促進する必要が認められたことから、周辺整備空港として指定された。

騒防法により、指定された福岡空港の騒音区域を管轄する福岡県知事は「福岡空港周辺整備計画」を策定し、当該計画の実施主体として、政府・自治体からの出資金により福岡空港周辺整備機構が設立された。その後、特殊法人等改革の一環として平成15年10月1日に、独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）として新たに発足し、福岡空港周辺の環境対策事業（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業）を実施している。上記事業の実施にあたっては、地域と空港の共生に貢献することを念頭に、機構は、空港周辺住民や関係自治体等との意思疎通を図りながら、地域の事情や住民の要望に沿ったきめ細やかな対応を行ってきた。このように、地元住民等に寄り添いながら、丁寧な対応を長年にわたり実施してきたことから、機構は、上記事業に係る豊富なノウハウを蓄積し、地元自治体や住民からも高い評価及び信頼を得ている。

一方、「独立行政法人の制度及び見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）」において、機構の講ずべき措置として、「福岡空港につき民間委託等を行うこととなる際に、本法人が行う福岡空港の周辺環境対策も、その適正な実施を確保しつつ、新たな空港運営主体に移管する方法で検討する」とされ、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年6月12日法律第34号。以下「民活空港運営法」という。）」が施行されたことにより、国は空港運営の民間委託を進めることとなり、また、環境対策事業についても国管理空港運営権者（民活空港運営法第4条第2項に規定する国管理空港運営権者をいう。以下「運営権者」という。）へ移管することとされたところである。さらに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定。以下「25年閣議決定」という。）」において、「福岡空港について民間委託の手続きを進める際には、周辺地域の理解を得る観点からも、丁寧な手続きを踏む必要があることから、業務移管に当たっては、必要な経過措置等も含めた業務の適正かつ円滑な実施を確保する。本法人の業務が全て完了した段階で、本法人は廃止する。」ことが決定された。

これらの方針等を踏まえ、「福岡空港特定運営事業等実施方針（平成29年3月24日国土交通省航空局。以下「実施方針」という。）」において、機構は、環境対策事業を機構の廃止が予定されている滑走路増設事業の完了から4年後に運営権者へ移管するまでは引き続き実施するとともに、運営権者による円滑な業務の実施を確保すると決定している。また、機構の業務及び組織については、国の政策を実施するための機関として法人の機能の最大化を図るため、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図り、本中期目標にしたがって業務を着実に実施するものとする。

<中期計画の前文>

独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、福岡空港の周辺地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的として、福岡空港周辺の環境対策事業（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業）を実施してきた。

一方、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年6月12日法律第34号。以下「民活空港運営法」という。）」が施行されたことにより、国は空港運営の民間委託を進めることとなり、また、環境対策事業についても国管理空港運営権者（民活空港運営法第4条第2項に規定する国管理空港運営権者をいう。以下「運営権者」という。）へ移管することとされたところである。

さらに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定。）」において、「福岡空港について民間委託の手続きを進める際には、周辺地域の理解を得る観点からも、丁寧な手続きを踏む必要があることから、業務移管に当たっては、必要な経過措置等も含めた業務の適正かつ円滑な実施を確保する。本法人の業務が全て終了した段階で、本法人は廃止する。」ことが決定された。

これらの方針等を踏まえ、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定に基づき、国土交通大臣から指示を受けた中期目標（平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間の目標）を達成するための計画を以下のとおり定める。

<令和3年度計画の前文>

独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、国土交通大臣の認可を受けた平成30年4月1日から令和5年3月31日までの期間における機構の中期目標を達成するための計画に基づいた、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間における業務運営に関する計画を定める。

業務運営に関する報告

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - (1) 再開発整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 住宅騒音防止対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (3) 移転補償事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
 - (4) 緑地造成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5
2. 業務運営の効率化に関する事項
 - (1) 業務改善の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8
 - (2) 業務の電子化及びシステムの最適化・・・・・・・・・・・・ 3 1
3. 財務内容の改善に関する事項
 - (1) 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画・・・・ 3 3
 - (2) 短期借入金の限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6
 - (3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画・・ 3 7
 - (4) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画・・・・・・・・ 3 8
 - (5) 剰余金の使途・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 9
4. その他業務運営に関する重要事項
 - (1) 適切な内部統制の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 0
 - (2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進・・・・・・・・・・・・ 4 6
 - (3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化・・・・・・・・・・・・ 4 9
 - (4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進・・・・ 5 7
 - (5) 騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途・・・・・・・・ 6 0

※ 新型コロナウイルス感染拡大の影響があった事項については、本文中の取組内容冒頭に◎印を付しています。



(1) 再開発整備事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(1) 再開発整備事業

再開発整備事業は、移転補償事業により国が取得した土地を、機構が有償で借受け、周辺生活環境へも配慮しながら「騒音斉合施設※」を整備し、貸付をすることによって移転補償跡地の有効活用を図る事業である。

本事業は、これまで地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国・県・市・地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現しており、地域活性化に繋がっている。

今後も地域との共生に資するため、貸借人の経営状況の把握に努めるなど、事業の健全性を確保しつつ、賃貸料の収入をもって保有資産の適切な維持管理を図っていくこと。

※航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設（駐車場、倉庫、物販施設など）

【指標】

- ・ 定期巡回による全施設月 1 回の点検実施
(平成 28 年度実績 全施設月 1 回の点検実施)
- ・ 全貸借人との情報交換のための面談 年 1 回以上
(平成 28 年度実績 一部貸借人と面談)

【中期計画】

福岡空港と周辺地域の共生に貢献するため、国等と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について確実・適正な執行を図る。

(1) 再開発整備事業

地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国、関係自治体及び地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現し、地域の活性化を図ってきた。今後も地域と空港の共生に貢献するため、貸借人の経営状況の把握に努めるなど、事業の健全性を確保しつつ、賃貸料の収入をもって保有資産の適切な維持管理を図っていく。

(指標：定期巡回による全施設月 1 回の点検実施)

(指標：全貸借人との情報交換のための面談等 年 1 回以上)

【年度計画】

福岡空港と周辺地域の共生に貢献するため、国等と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について確実・適正な執行を図る。

(1) 再開発整備事業

次の取り組みを行い、事業を着実に推進する。

イ 耐用年数を経過し老朽化の著しい騒音斉合施設（1 施設）について、貸借人との面談を踏まえて退去に向けた交渉を進めることとし、安全に関わる様々なリスクの観点から対応策を検討しつつ、適切な施設保全に努める。

ロ 騒音斉合施設の資産価値の維持及び安全の確保を図るため、定期的な巡回・点検を実施し、大型施設については大規模修繕を計画的に行っていくなど維持管理を適切に実施する。

ハ 事業の健全性の確保を図るため、騒音斉合施設貸借人と情報交換や面談を行うなどにより、経営状況の把握に努める。

(指標：定期巡回による全施設月 1 回の点検実施)

(指標：全貸借人との情報交換のための面談等 年 1 回以上)



当該年度における取組

■年度計画（1）イ
＜老朽化施設の保全＞

取組内容	成果、効果
○ 耐用年数を経過し老朽化の著しい騒音斉合施設の立退きについては、弁護士と相談のうえ、以下のとおり交渉を進めた。 賃借人の経営状況を鑑み、現行の建物質貸借契約を定期賃貸借契約に変更する案を弁護士立ち会いのうえ提示した。	○ これまで、賃借人との面談を重ね、適宜、意向の確認や相談にも乗ってきたところであり、今年度は、弁護士立会いのもと定期賃貸借契約書（案）を提示して契約期間の終了日を明確に示してきたが、賃借人側の事情により立退きには至っていない。引き続き、弁護士と相談しながら交渉を継続していく。



当該年度における取組

■ 年度計画（1）口

<騒音斉合施設の維持管理>

取組内容	成果、効果
【定期巡回】 ○ 全ての施設について、月1回の定期巡回による点検を行うとともに、台風が通過した後などには、緊急の巡回点検を行い、被害状況の確認を行った。 定期巡回の際には、外観の目視点検だけでなく、適宜現地にて賃借人と面談することにより、施設の稼働状況や不具合箇所の把握に努めた。 【修繕状況】 ○ 大型施設（大井地区）については、「大井地区騒音斉合施設改修計画」に基づき、計画通り2件の大規模修繕を実施した。 そのほか、定期巡回や賃借人からの報告により判明した不具合箇所などについて、大型施設9件、大型施設以外7件の臨時修繕を実施した。 ○ 大型施設以外の建物について、建築物の長寿命化への取組として、令和2年度に実施した建物の現況把握及び概算修繕費算出調査に基づき、修繕計画を策定した。	○ 定期巡回及び緊急巡回を行うことで、施設の不具合や劣化の有無・進行度合いを早期かつ的確に把握することができ、緊急修繕など対応することができた。 また、巡回時に賃借人と面談することで、賃借人との良好な関係も構築することができた。 ○ 「大井地区騒音斉合施設改修計画」による計画的な修繕のほか、臨時修繕への迅速な対応により不測の事態を回避することができたことで、施設の維持管理を確実に実施することができた。 ○ 騒音斉合施設の資産価値を維持するため、各々の施設を適切に維持管理しなければならないことから、今般の修繕計画の策定により、計画的に進めていくことが可能となった。

【指標：定期巡回による全施設月1回の点検実施】

（令和4年3月末現在）

年度	保有施設	指標	実績	達成率
令和3年度	31件	全施設月1回の点検実施（年12回）	- 全施設月1回の点検実施12回 - 台風の通過後等の緊急点検実施2回	100%

<騒音斉合施設の修繕状況>

（件）

施設規模	施設数	計画	臨時	計
大型施設（大井地区）	3	2	9	11
大型施設以外	28	—	7	7
計	31	2	16	18

（注）「計画」：改修計画に基づくもの、「臨時」：計画以外のもの



当該年度における取組

■ 年度計画（1）ハ

<事業継続性の確保>

取組内容	成果、効果
◎ 再開発整備事業における新型コロナウイルス感染拡大の影響について、賃借人との面談を通して状況を確認したところ、国・自治体の支援策もあり、休廃業など経営状況が極度に悪化するような事態はなかったが、感染拡大の社会情勢を鑑み、今年度は貸付料の見直しは行わないものとした。 ○ 全賃借人 28 者と面談を実施し、良好な関係を築いた。また、調査機関等からの情報収集も含め、賃借人の経営状況について把握に努めた。 ○ 毎月、貸付料の入金確認を行っており、今年度において 5 件の支払遅延が発生したが、その都度速やかに賃借人に連絡をとり、遅延理由を確認するなど早期に回収できるよう対応した。 ○ 大井その 2（商業施設）賃借人から、事務所機能を統合することにより空き店舗になる施設へ、新たなテナント（小売業）を出店したいとの申出があり、速やかに事務処理を進めた。	◎ 日頃から賃借人とのコミュニケーションを取っていることもあり、今回についても、事前に相談があるなど、賃借人の経営状況を速やかに把握できたことから、特に大きな問題もなく事業の継続性を確保することができた。 なお、貸付料については、今後の状況変化に応じて適切に見直していくこととしている。 ○ 賃借人との面談及び調査機関等からの資料を分析することにより、賃借人の経営状況を詳細に把握することができ、貸付料滞納などのリスクに備えることができた。 ○ 定期的な入金確認と早めの連絡により、支払遅延の常態化を防ぐことができ、結果、貸付料の滞納までに至ることはなかった。 ○ 出店に向けて賃借人と協議を重ねていく一方で、国・県・市の関係機関及び地元町内会長や関係団体に説明を迅速に行ったことで、円滑に出店ができ、大井その 2（商業施設）における事業の継続性は確保された。 新たなテナント（小売業）の出店により、賑わいが創出され、地域の活性化も期待できる。



当該年度における取組

【指標：全貸借人との情報交換のための面談等 年1回以上】

(令和4年3月末現在)

年度	貸借人	指標	実績	達成率
令和3年度	28者	全貸借人との面談等 年1回以上	経営状況確認や施設修繕等に係る面談等 28者(延べ61回)	100%

＜再開発整備事業の空き施設状況及び収支状況＞

年 度	保有施設	うち	事業収入(A)		業務支出(B)		収支率 (B/A)
		空き施設 (年度末現在)		回収率	業務支出	借入金償還等支出	
平成30年度	34件	0件	606,152,688円	100%	506,270,394円	78,699,838円	96.5%
令和元年度	33件	1件	606,895,188円	100%	479,303,643円	78,044,360円	91.8%
令和2年度	31件	0件	613,317,378円	100%	526,549,112円	42,331,116円	92.8%
令和3年度	31件	0件	615,449,988円	100%	561,558,038円	3,456,000円	91.8%

(注) ・事業収入：固有事業収入のうち業務収入のみ(雑収入を除く)
・業務支出：固有事業勘定のすべて



(2) 住宅騒音防止対策事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 住宅騒音防止対策事業

住宅騒音防止対策事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、騒音区域（第一種区域）指定の際に存在した住宅に対し、住民からの申請に基づき、国や地方公共団体からの助成を受けて防音工事を行うとともに、当該工事により設置された空気調和機器の更新工事などを行う事業である。

今後、騒防法に基づく国からの補助事業として、関係自治体担当者との情報共有及び積極的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図るとともに、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。

【指標】

- ・更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内
（平成 28 年度実績 60 日）

【中期計画】

(2) 住宅騒音防止対策事業

「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和 42 年法律第 110 号。以下「騒防法」という。）」に基づく国や地方公共団体からの補助事業として次のとおり取り組む。

国及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による積極的な広報等を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図る。

また、事務処理の効率化等により補助金申請から交付決定までの日数の短縮を最大限図り、事業を着実に推進していく。

（指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内）

【年度計画】

(2) 住宅騒音防止対策事業

次の取り組みを行い、事業を着実に推進する。

イ 国及び関係自治体と緊密な連携をとるとともに、情報の共有を図る。

ロ 必要に応じて事業パンフレット、ホームページ等の適宜適切な改善に努めるとともに、自治体広報誌の活用や地域へ出向いた説明など、積極的な事業制度の周知を行う。

ハ 更新工事にかかる補助金交付決定事務の処理期間を短縮するため、事務処理の効率化等を図る。

（指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内）



当該年度における取組

■ 年度計画 (2) イ

<国及び関係自治体との連携>

取組内容	成果、効果
○ 「住宅防音工事補助制度のあり方検討委員会」（主催：航空局）における資料作成のため、防音工事実施済み住宅の経年劣化調査が行われ、機構では、調査対象家屋の選定及び個別訪問による住民への協力要請を行った。 調査にあたっては、対象地区の自治会や町内会等へ事前説明を行うとともに、調査当日には家屋内で長時間に亘り騒音測定や現況を調査を実施することから、丁寧な事前説明と対応を行った。 ◎ 事業の円滑かつ着実な実施に向けて、関係者のより一層の緊密な連携を図るため、「福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議」を毎年開催している。 今年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、以下のとおり各自治体を訪ねる個別開催とし、情報共有を行った。 その他、「連絡協議会」や「事業成果検査」の場も活用して、必要な情報提供を行った。 <福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議> ・開催日：4月14日、15日 ・開催場所：個別開催 14日：春日市、大野城市、太宰府市 15日：福岡県、福岡市、粕屋町、志免町 ・議題：令和2年度事業報告、令和3年度事業計画	○ コロナ禍において、この調査への協力を得ることが困難な状況であったが、適切かつ丁寧な対応を心がけるとともに、外出などで不在者が多いなか連絡が取れるまで粘り強く訪問等を行った。 その結果、住民の方からの協力を取り付け、調査が行われたことで、今後の助成のあり方を検討している委員会審議の一助となった。 また、個別訪問の際に更新工事等の説明を行った結果、実際に更新工事の申請がなされ、事業の促進にもつなげることができた。 ◎ 新型コロナウイルス感染症予防対策を行った上で、各自治体を個別に訪ね説明を行い、資料配付のみでは伝わりにくい部分も詳細に説明することで理解を深めてもらい、必要な情報共有を行うことができた。



当該年度における取組

■ 年度計画 (2) ロ
＜事業制度の周知＞

取組内容	成果、効果
◎ 新型コロナウイルス感染症の影響により、地域へ出向いた説明が制限されるなど制約があるなか、事業制度の積極的な周知を図るため、以下の取組を実施した。 ・ 新聞折込チラシの配布 (4,100 枚) ・ マスクケースを作成し、騒音斉合施設(商業)、屋外レクリエーション施設(移転補償跡地)へ配布 (4,500 枚) ・ 郵便局窓口現金封筒広告の配布 (3,000 枚) ○ 関係自治体窓口にて住宅騒音防止対策事業パンフレットを配布した。 また、福岡市の共同利用会館へもパンフレットを配布し、事業の概要を記載したチラシの掲示を依頼した。 ○ 福岡市博多区、東区及び大野城市が発行している広報誌に事業案内の記事を掲載した。 福岡市博多区は5、7、11、2月号の4回、東区は5、7、11、3月号の4回、大野城市は5、11、2月号の3回掲載した。 ○ 過去に防音工事を実施し、今年度から更新工事の対象となる住宅(更新工事①)、また更新工事実施後に次の更新工事を行っていない住宅(更新工事②)110軒に対し、事業対象者が機会を逃さないよう案内(空調機器更新工事のご案内)とチラシを郵送した。 ○ 住宅騒音防止対策事業に関する相談の件数は1,023件で、相談件数のうち苦情は44件であったが、いずれの苦情についても迅速かつ丁寧に対応し、継続中の案件はない。 ○ 電話対応窓口でのサービス向上や苦情対策等のため、通話録音システムを導入した。	◎ 新聞折込チラシについては、18件の問合せがあり、うち事業対象者は12件であった。今回、機構として初めての試みであったが、地元新聞社の利用や地域を限定して配布したことで、より効果的な広報となった。 また、マスクケース及び窓口現金封筒広告については、QRコードを記載したことで、機構への情報アクセスがより容易になった。 ○ 関係自治体窓口及び福岡市共同利用会館においてパンフレットを配布、また福岡市共同利用会館ではチラシを掲示することで、より多くの住民に制度を周知することができた。 ○ 広報誌を見た住民からの問合せは23件であり、事業制度を知らなかった方からの問合せもあるなど、信頼性のある自治体広報誌の情報ということで一定の効果があつた。 ○ チラシの郵送を行った住民からの問合せは6件、申請3件であり、チラシを郵送する際に自治体広報誌の発行時期と合わせ、相乗効果ができるように行ったことで、一定の効果があつた。 ○ 相談件数から、ある程度住民への周知はできていると思料されるが、今後も、積極的な広報活動を通じ、事業制度の周知を図っていきたい。 ○ 通話内容を録音することにより、相談内容の聞き漏らしやトラブル発生の防止、また、情報の共有による窓口対応力の向上につなげることができた。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

<住宅騒音防止対策事業 相談内訳件数>

事 項	制度関係			申請関係	その他	計
	対象確認	防音工事	更新工事	提出書類の確認	機器修繕など	
相 談	227	8	438	204	95	972
感 謝	0	0	3	2	2	7
苦 情	0	0	38	5	1	44
計	227	8	479	211	98	1023



マスクケース（表面）



マスクケース（裏面）



窓口現金封筒広告



当該年度における取組

■ 年度計画 (2) ハ

＜事務処理の効率化、補助金交付決定事務の事務処理の短縮＞

取組内容	成果、効果								
○ 申請書類について、配付資料が多く難解との声もあるため、随時改訂を行ってきているところ、今年度は、より分かりやすい「空調機器更新補助の手引き」作成のためアンケートを実施（回答数：69 枚）し、次年度に配布する手引きにアンケート結果を反映した改訂を行った。 ○ 補助金交付決定事務の事務処理を効率化・迅速化するため、受付時に不備のあった申請書については、当日中に申請者へ電話連絡し、修正内容がわかる書類を同封して返送した。 また、進捗表を作成し、申請受付から交付決定までの計画及び処理状況を職員間で随時共有することで、複数の職員での事務処理が可能となり業務の空白期間を解消し、処理期間の短縮を図った。	○ これまでも申請者が理解しやすい内容に改訂することで、サービスレベルの向上を図ってきた。今年度の改訂により、次年度以降の申請書への誤記入等が防止されることで、事務処理の効率化及び処理期間の短縮につながると考えられる。 ○ 申請書が不備の場合、修正箇所をわかりやすく説明した資料を返送することで、申請者の負担軽減を図るとともに、申請書修正作業の時間短縮が可能となったことから、事務処理の効率化につながった。 また進捗表の活用により、処理状況の共有が可能となったことから、申請数 93 件全てで 60 日以内に交付決定が行われ、かつ平均処理日数も大幅に目標日数を下回る 24.3 日となった。 ・ 第 4 期中期計画期間中の平均処理日数推移 <table> <tr> <td>平成 30 年度</td><td>31.6 日</td></tr> <tr> <td>令和 元 年度</td><td>27.8 日</td></tr> <tr> <td>令和 2 年度</td><td>25.9 日</td></tr> <tr> <td>令和 3 年度</td><td>24.3 日</td></tr> </table>	平成 30 年度	31.6 日	令和 元 年度	27.8 日	令和 2 年度	25.9 日	令和 3 年度	24.3 日
平成 30 年度	31.6 日								
令和 元 年度	27.8 日								
令和 2 年度	25.9 日								
令和 3 年度	24.3 日								



当該年度における取組

【指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内】（令和 4 年 3 月末現在）

区 分	実 績		交付決定までの 最長処理日数	交付決定まで の日数 (平均)	達成率
	交付決定通知	交付決定 件数・台数			
更新工事①	23 件	25 台	47 日	25.3 日	100%
更新工事 (告示日後)	2 件	7 台	43 日	29 日	100%
更新工事②	56 件	74 台	49 日	23.8 日	100%
更新工事② (告示日後)	2 件	4 台	43 日	30.5 日	100%
更新工事③	10 件	11 台	40 日	22.6 日	100%
合 計	93 件	121 台	49 日	24.3 日	100%

<事業実施／予算執行状況>

（令和 4 年 3 月末現在）

区 分	予 算		実 績			予算残額 (千円)	執行率 (%)
	件数・台数	金額(千 円)	審査結果 通知	交付決定 件数・台数	金額(千 円)		
防音工事 (未実施)	2 件	5,018	0 件	0 件	0	5,018	0
防音工事 (告示日後)	1 件	3,291	0 件	0 件	0	3,291	0
更新工事①	96 台	9,639	24 件	25 台	2,126	7,513	22.1
更新工事① (告示日後)	14 台	1,315	2 件	7 台	621	694	47.2
更新工事②	127 台	11,930	65 件	74 台	6,873	5,057	57.6
更新工事② (告示日後)	5 台	443	2 件	4 台	330	113	74.5
更新工事③	11 台	974	11 件	11 台	1,078	-104	110.7
事務費		12,168			8,289	3,879	68.1
合 計		44,778	104 件		19,316	25,461	43.1

※端数処理の関係で一致しない場合がある。



(3) 移転補償事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(3) 移転補償事業

移転補償事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、国からの委託契約に基づき、騒音区域（第二種区域）の指定の際に存在した建物や土地について、所有者等からの申請に基づき、その建物の移転補償や土地の買い入れを行う事業である。

今後、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、関係自治体担当者との情報共有及び積極的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図るとともに、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。

【指標】

- ・ 申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内
(平成 28 年度実績 270 日)

【重要度：高】

空港周辺住民の生活基盤である住居等について、申請のあった物件の着実な移転により、移転申請をした住民の生活環境の改善に資すること、また、25 年閣議決定において、業務の民間委託に向けて業務の適正かつ円滑な実施を確保するとされていることから重要なものであるといえる。

【中期計画】

(3) 移転補償事業

騒防法に基づく国からの受託事業として次のとおり取り組む。

地域と空港の共生に貢献するため、測量等の調査や申請者との契約交渉などのスケジュール管理、事務処理の効率化により契約締結までの日数の短縮を最大限図る。

また、出資者である国及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による積極的な広報、移転補償にかかる各種相談への対応により、円滑かつ着実な事業の実施を図る。

(指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内)

【年度計画】

(3) 移転補償事業

騒防法に基づく国からの受託事業として、契約締結までの日数短縮を最大限図り、円滑かつ着実に事業を実施するため、次のとおり取り組む。

イ 測量や不動産鑑定等の調査、申請者との契約協議や打合せ、建物撤去工事等の事業完了までのスケジュール管理を徹底し、契約締結までの日数の短期化を図るとともに、各種調査の集中的な発注等により事務処理を効率化する。

ロ 国及び関係自治体との情報共有、及び自治体広報誌への事業案内の掲載や公共施設窓口での事業パンフレット配布、ホームページ等による広報を実施するとともに、申請、境界確定、建物撤去等の移転補償にかかる各種相談へ適切に対応するほか、申請者の利便性や理解に資するよう、必要に応じ移転補償手続を解説した資料（「しおり」）の見直しを行う。

(指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内)



当該年度における取組

■年度計画（3）イ

＜事業の実施状況、スケジュール管理の徹底及び事務処理の効率化＞

取組内容	成果、効果
○ 2 件の契約について、機構が実施する土地の買入のための測量等作業の進捗管理及び申請者が実施する建物・工作物の撤去作業に関して、申請者と連絡調整を密に行い、円滑かつ効率的に事業を実施した。 ○ 年度計画が円滑に進むよう、作成した個別のスケジュール表を活用し、測量・建物等調査・不動産鑑定のための集中的な発注による事務処理の効率化及び申請者とのスケジュール調整を行い、契約締結までの日数短縮を図った。	○ 機構発注調査等に伴う電話連絡、現場立会や申請者による建物等撤去工事の打合せ等の機会を利用して、申請者と進捗状況の確認、調整を行い、着実に事業を進め、11 月に契約を締結し、令和 4 年 2 月までに所有権移転を完了した。これにより空港周辺住民の生活環境の一層の向上を図ることができた。 ○ 個別のスケジュール表に基づき、契約締結までに必要な作業を迅速かつ適切に対応したことにより、測量等調査開始から契約締結までの日数を 270 日以内に行うことができた。

【指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内】

	実績件数	原則 270 日以内	例外物件※	達成率	備 考
令和 3 年度	2 件	2 件（159 日）	0 件	100%	

※例外物件とは財務省との取得協議手続を必要とする物件

＜事業実施／予算執行状況＞

（令和 4 年 3 月末現在）

契 約 区 分		予 算			実 績			予算残額 （千円）	執行率 （％）
		件 数	土地面積 （㎡）	金額 （千円）	件 数	土地面積 （㎡）	金額 （千円）		
現 年	土地の買い入れ	2	578.21	218,498	2	618.40	195,166	23,332	89.3%
	うち建物等の移転補償	2			2				
翌年度へ繰越		—	—	—	—	—	—		
移転補償事業計		2	578.21	218,498	2	618.40	195,166	23,332	89.3%

（注 1）面積は土地取得分のみの表記。

（注 2）翌年度へ繰越予定はなし。借家人実績はなし。

（注 3）予算の土地面積は土地の登記簿の数値、実績の土地面積は実測値。

当該年度における取組

■年度計画（3）口

<広報等の実施及び各種相談への対応>

取組内容	成果、効果
○ 移転補償事業対象区域の住民に対し、事業の実施状況を周知するため、事業により更地となった跡地に「移転補償事業を行った土地である旨」の横断幕を設置しており、昨年度設置した空港南側の跡地については、より視認性の高い場所への移設を行うことで周辺住民の目に触れる機会を増やした。 ○ 福岡市及び大野城市が発行している広報誌へ事業案内の記事を掲載するとともに、引き続き地域住民の方々の目に触れる機会が増えるよう事業を案内するチラシを事業対象区域の公民館、共同利用会館へ配布するなど事業の広報に努めた。 ○ 移転補償事業にかかる各種相談（申請、境界確定、建物撤去など）について、迅速かつ適切な対応を行った。 特に移転補償希望者には、書類の不備等が発生しないよう丁寧に行った。 ○ 申請者の利便性や理解に資するよう、移転補償手続きを解説した資料（移転補償の「しおり」）を見直した。	○ 横断幕設置の取組は、移転補償事業の実施状況を現場で認識してもらうことで、地権者からの相談を受けるきっかけとなっている。 ○ 移転補償事業の周知を図った結果、広報誌・チラシ等を見た方からの問合せが2件あり、広報による効果が見られた。 なお、移転補償事業の可否に関する照会は23件であり、全て適切に対応した。 ○ 相談件数のうち移転補償事業の対象可否に関する照会は23件で10件が事業対象であった。 そのうち、移転補償を希望された方は3件であり、希望者に対して丁寧な説明を行った。 ○ 本人確認書類の例示や表現内容について修正を行うことで、申請者への情報提供が容易かつ的確にできた。

【横断幕設置状況】



移設前



移設後 <道路に面する場所に移設>



(4) 緑地造成事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(4) 緑地造成事業

緑地造成事業は、騒音区域（第三種区域）において、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的とし、移転補償事業により国が取得した土地について、国からの委託契約に基づき緩衝緑地帯の整備を行う事業である。

今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。

【中期計画】

(4) 緑地造成事業

騒防法に基づく国からの受託事業として、地域と空港の共生に貢献するため、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していく。

【年度計画】

(4) 緑地造成事業

次の取り組みを行い、事業を着実に推進する。

イ 買収済みの土地約 0.2ha について造成・植栽を実施する。

ロ 事務処理の効率化を図るため、設計業務及び工事のスケジュール管理を的確に行う。

当該年度における取組

■年度計画（4）イ

<事業の実施状況>

取組内容	成果、効果
○ 国が移転補償跡地として買収した土地について、国からの委託を受け、年度計画どおり約 0.2ha（2箇所 1,503 m ² ）の造成・植栽を100%着実に実施した。	○ 緩衝緑地帯を整備することで、緑地が持つ騒音及び排気ガスの低減・緩和機能や修景機能により、周辺住民の生活環境の改善に寄与することができた。

【参考】福岡空港周辺における緑地等において、開放型の公園等については自治体が整備している。機構が整備する緑地は周辺住民から治安・管理に対する要望も踏まえ、国との委託契約に基づき閉鎖型として整備を進めている。



当該年度における取組

<事業実施／予算執行状況>

(令和4年3月末現在)

区 分	予 算			実 績			予算残額 (千円)	執行率 (%)	備 考
	件数	面積 (ha)	金額 (千円)	件数	面積 (ha)	金額 (千円)			
緑地造成事業	2	0.2	50,422	2	0.2	25,415	25,007	50.4	整備面積執行率 100.0%

■年度計画(4)口

<事務処理の効率化及び的確なスケジュール管理>

取組内容	成果、効果
○ 地元自治会及び造成した緑地の管理者となる空港事務所との調整を綿密に行い、意見や要望の把握に努めながら、測量設計業務及び緑地造成工事を実施した。 ○ 測量設計業務及び緑地造成工事のチェックリストを作成し、検討項目の漏れ防止及び作業工程の進捗状況の把握を行い、適切な管理に努めた。	○ 対象用地の選定や施工方法について地域住民や関係機関との調整を綿密に行い、地元自治会及び管理者の意見等に配慮することで、円滑かつ着実に事業を実施することができた。 ○ 測量設計業務において、周辺環境や関係者の意見を考慮した設計を行うとともに、業務進捗を適切に管理することで、その後の緑地造成工事を、確実かつ効率的に執行することができた。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

○緑地造成事業年間実施状況

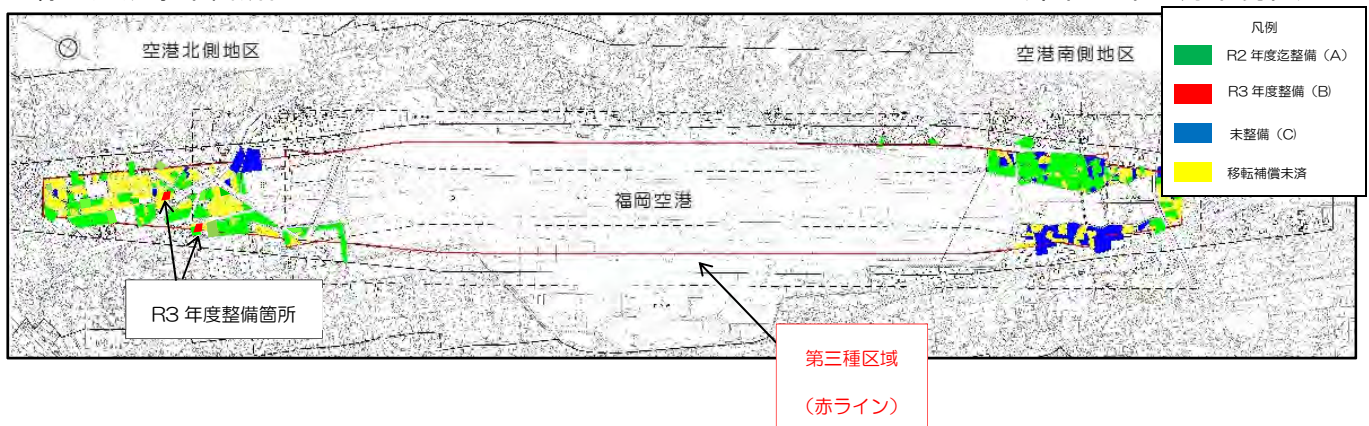
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
地元調整	◎事業説明			←設計協議	→			◎工事説明				完了報告◎
空港事務所調整	◎事業説明			←設計協議	→			◎工事説明				完了報告◎
緑地造成事業				←測量設計業務	→			←緑地造成工事	→			

(注) 1マスが約1週間

【参 考】

緑地造成事業箇所図

(令和4年3月末現在)



(単位: ha)

移転補償跡地 面積(Q)※	緑地整備面積		合 計 (A+B)	進捗率 (令和3年度迄) (A+B) / (Q)	緑地未整備面積 (C) = (Q) - (A+B)
	令和2年度迄(A)	令和3年度(B)			
27.35	19.33	0.15	19.48	71.2%	7.87

※ 移転補償跡地面積 (Q) は、令和3年度末時点の移転補償跡地全体面積から、公園や再開発整備等に利用されている面積を除いた値。

【緑地整備状況】



整備箇所: 福岡市東区社領地区
撮影日時: R4. 2. 25



(1) 業務改善の取組 ①業務運営の効率化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

国の行政の業務改革に関する取組方針（平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決定）等で示された業務の見直し及び業務処理の電子化等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、コスト削減等を推進し業務運営の効率化を図ること。

(1) 業務改善の取組

① 業務運営の効率化

現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図ること。

【中期計画】

国の行政の業務改革に関する取組方針（平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決定）等で示された業務の見直し及び業務処理の電子化等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、コスト削減等を推進し業務運営の効率化を図る。

(1) 業務改善の取組

① 業務運営の効率化

現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図る。

- イ 人材の確保については、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。
- ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。
- ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員への機構の事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程についても組織内のイントラネットで閲覧できる状態にし、効率的に知識、情報及び技術を承継していく。

【年度計画】

国の行政の業務改革に関する取組方針（平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決定）等で示された業務の見直し及び業務処理の電子化等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、コスト削減等を推進し業務運営の効率化を図る。

(1) 業務改善の取組

① 業務運営の効率化

現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図る。

- イ 人材の確保については、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。
- ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。
- ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員への機構の事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程についても組織内のイントラネットで閲覧できる状態にし、効率的に知識、情報及び技術を承継していく。



当該年度における取組

■年度計画 (1) ①イ

＜国（航空局）、福岡県及び福岡市との人事調整＞

○ 事業運営に必要な専門的能力及び知識を有する人材を確保するため、出資者である国（航空局）及び地方自治体（福岡県・福岡市）と、適時人事調整を行った。

○ 業務運営の効率化及び業務の質の向上を図り、各事業については、専門職種の技術力をより有効に活用すべく、職員が課の垣根を越えて専門職種が持つ知見を活かし、工事等における積算業務等に関し相互にアドバイスを行う等、専門職種が有機的な連携を図ることにより、事業を効率的に実施した。

■年度計画 (1) ①ロ

＜外部講師等による研修の実施＞

◎ 昨年度から続く新型コロナウイルス感染拡大の影響により、外部講師による研修の実施が困難な状況であったため、職員の感染拡大防止の観点から、オンライン研修への参加を基本とし、集合研修への参加については必要最小限とした。

外部機関が開催する研修も、感染リスクを避けるため、集合研修の開催延期や中止、オンライン研修への変更を余儀なくされたものの、オンライン研修への積極的な参加を促した結果、令和3年度 総数 31 名が研修に参加することができ、また男女共同参画セミナーや女性活躍推進セミナーなど新たな研修に参加するようになった。

〔外部研修 (20) 〕

No.	研 修 名	期 間
1	●公文書管理研修 I	5/28
2	●第 5 回 航空環境研究センター研究発表会	6/3
3	採用 2 年目職員研修（福岡市）	6/8、8/30
4	●企業会計（基礎）研修	6/28～7/2
5	基礎研修「課長級」	7/1～7/2
6	係長研修（福岡市）	7/5、7/19、8/18、10/20
7	●ハラスメント研修（無意識の思い込みなど）	9/3
8	●就業環境整備・改善支援セミナー	9/7
9	●第 46 回 空港環境対策担当者研修	10/22～11/8
10	●行政相談対応・交渉力（I 期）研修	10/26～10/28
11	建築物グループ「第 1 回 現場研修」	10/27
12	●男性のキャリアと育児の両立支援セミナー	11/4
13	●情報システム調達管理研修	11/8～11/10

2. 業務運営の効率化に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

14	採用2年目職員研修（公務員倫理）（福岡市）	11/12
15	行政の玄人セミナー	11/19
16	デザイン思考研修	12/7
17	●女性活躍推進セミナー	12/10
18	●女性のキャリア形成支援セミナー	12/16、1/12、2/10 2/24
19	●男女共同参画セミナー	1/13
20	●ストレスマネジメント研修	2/14～2/15

研修名の欄：●オンライン研修

2. 業務運営の効率化に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

■年度計画 (1) ①ロ、ハ

＜効率的な知識、情報及び技術の承継実施＞

○ 新たに配属された職員（非常勤職員含む。）を対象に、新規採用者研修を実施した。

〔内部研修 (3) 〕

No.	研 修 名	期 間
1	新規採用（出向）転入者研修	4/26
2	新規採用（出向）転入者研修	8/5
3	新規採用（出向）転入者研修	10/7

○ 全職員共有の機構内イントラネット掲示板を活用し、共通の情報として研修・委員会資料、規程類を掲載している。

また、各課で作成している最新版の業務フローチャート・リスク管理表等を共有し、必要な情報をいつでも確認できる環境を整えている。

さらに、会議資料や研修資料等のうち利用価値の高い情報の共有を行い、全職員が閲覧可能とすることで職員のスキルアップへつなげるなど、業務の質の向上を図った。

○ 機構内イントラネット掲示板で、機構の全体スケジュールや業務フローチャートといった全職員に関わるデータについて、業務の利便性を向上させている。また、逐次内容の更新や改善を行っている。

【機構内イントラネット掲示板】



独立行政法人空港周辺整備機構

イントラ掲示板

最終更新 2022.4.13

基本理念

わたしたちは、周辺地域とのコミュニケーションを大切にし、地域と空港の共生に貢献します

運営方針

わたしたちは、基本理念を具体化するため、以下の取組を行います

- 国と関係自治体との密接な連携のもと、空港周辺地域の航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図るための事業を確実に行います
- 地域のみなさんの声に耳を傾け、生活環境の改善と周辺地域の発展に寄与します
- 法律や規則を遵守し、効率的な業務の運営を行います

お知らせ

重要

重要

重要

新型コロナウイルス感染症について
育児休業を取得しよう！ NEW!!
コンプライアンス特集
相談員（セクハラ等）の指名について
業務フローチャート・リスク管理表を更新しました。
公文書管理eラーニング教材の改訂版について（全職員）
公文書管理eラーニング受講のお願い
マイナカードの積極的な取得と利活用の促進について
受動喫煙に対する取組について

リンク

起 案 簿 (令和3年度)
座 席 表 更新R3.11.1
当面のスケジュール 更新R4.3.17 NEW!!
データ交換用フォルダ ご自由にお使いください

資料等

業務フロー・リスク管理表 常に最新 (R3.10.21版)
規程目次 更新R3.3.31
各種職員研修資料 更新R3.1.18
内部統制委員会および関連資料 更新R3.4.22
情報セキュリティ委員会および関連資料 更新R4.3.7
リモートデスクトップ関連資料 追加R3.1.19
調達等合理化計画(ほか入札・契約関連情報 (HPへリンク))
財務諸表等 (HPへリンク)

情報セキュリティの概要版

独立行政法人空港周辺整備機構

21

2. 業務運営の効率化に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(1) 業務改善の取組 ②事業費の抑制

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

② 事業費の抑制

事業費について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で 5% 程度に相当する額を削減すること。

【中期計画】

② 事業費の抑制

事業費について、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成 29 年度）比で 5% 以上に相当する額を削減する。

【年度計画】

② 事業費の抑制

事業費について、中期計画で定められた削減率を達成すべく引き続き事業の効率的かつ合理的な執行に努める。

実績値（当該項目に関する取り組みも含む）

- 令和 3 年度予算については、引き続き事務処理の効率化等による経費の節減に努めている。なお、事業費全体としては第 3 期中期最終年度（平成 29 年度）比で 62.7% 減とした。

第 4 期中期目標期間における事業費の推移

（単位：百万円）

事業名／年度	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額
事業費	2,157	3,569	3,569	1,852	1,490	1,936	716	1,957	805	2,034	－	－
再開発整備	419	412	412	414	413	390	450	385	488	407	－	－
住宅騒音	58	53	53	53	48	53	46	53	45	53	－	－
移転補償	1,527	2,987	2,987	1,256	920	1,381	115	1,460	218	1,508	－	－
緑地造成	68	36	36	48	31	66	63	62	50	60	－	－
業務外支出	85	82	82	81	78	45	42	6	3	6	－	－

対 29 年度比（増減割合）	65.5%	65.5%	▲14.1%	▲30.9%	▲10.2%	▲66.8%	▲9.3%	▲62.7%	▲5.7%	
----------------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--

（注 1）管理勘定への繰入は含まない。

（注 2）端数処理の関係で合計が合致しない場合がある。

2. 業務運営の効率化に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

事業費の執行率

○ 当該年度における各事業の執行率は以下のとおり。

(単位：千円)

事業名/年度	令和3年度		
	予算額	実績額	執行率
再開発整備事業	489,325	453,189	92.6%
住宅騒音防止対策事業	44,778	19,316	43.1%
移転補償事業	218,498	195,165	89.3%
緑地造成事業	50,422	25,415	50.4%
業務外支出	3,466	3,456	99.7%
合 計	806,488	696,541	86.4%

(注1) 管理勘定への繰入は含まない。

(注2) 端数処理の関係で合計が合致しない場合がある。

○ 経費削減の主な要因は、一般競争入札における入札差金によるもの。

2. 業務運営の効率化に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(1) 業務改善の取組 ③一般管理費の抑制

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

③ 一般管理費の抑制

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で15%程度に相当する額を削減すること。

【中期計画】

③ 一般管理費の抑制

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成29年度）比で15%以上に相当する額を削減する。

【年度計画】

③ 一般管理費の抑制

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期計画で定められた削減率を達成すべく、引き続き事業の効率的かつ合理的な執行に努める。

実績値（当該項目に関する取り組みも含む）

- 令和3年度予算について、事務諸費等の節減により、第3期中期最終年度（平成29年度）比で6.7%減とした。

第4期中期目標期間における一般管理費の推移

（単位：百万円）

事業名／年度	平成29年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額
一般管理費	82	74	74	77	78	72	76	76	76	69	-
物件費	82	74	74	77	78	72	76	76	76	69	-
対29年度比（増減割合）		▲9.2%	▲9.2%	▲5.0%	▲4.9%	▲11.2%	▲7.2%	▲6.8%	▲6.7%	▲15.7%	-

（注1）管理勘定への繰入は含まない。（注2）端数処理の関係で合計が合致しない場合がある。

一般管理費の執行率

- 当該年度における一般管理費の執行率は以下のとおり。

（単位：千円）

年度	令和3年度		
	予算額	実績額	執行率
物件費	76,149	57,955	76.1%



(1) 業務改善の取組 ④契約の適正化・調達合理化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

④ 契約の適正化・調達の合理化

引き続き、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日 総務大臣決定）等を踏まえ、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行うこと。

また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によりことができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。

【中期計画】

④ 契約の適正化・調達の合理化

引き続き、「独立行政法人における調達等合理化の取組推進について」（平成 27 年 5 月 25 日 総務大臣決定）等を踏まえ、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。

また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によりことができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。なお、新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、機構内に設置する入札及び契約事項審査会による事前点検を行う。

【年度計画】

④ 契約の適正化・調達の合理化

引き続き、「独立行政法人における調達等合理化の取組推進について」（平成 27 年 5 月 25 日 総務大臣決定）等を踏まえ、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。

また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によりことができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。なお、新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、機構内に設置する入札及び契約事項審査会による事前点検を行う。

調達等合理化計画においては、一般競争入札等の競争性のある契約について、施工箇所を取りまとめて発注するほか、仕様書や、入札説明書、入札参加資格要件等の継続的な見直しを実施し、競争性・透明性が確保されるよう努める。

2. 業務運営の効率化に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

- 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（総務大臣決定、平成 27 年 5 月 25 日）に基づき、令和 3 年度においても、調達等合理化計画を策定し、同計画に沿った取組を実施している。

1. 「調達等合理化計画」に基づき、令和 2 年度と令和 3 年度に締結した契約の状況

契約区分	令和 2 年度		令和 3 年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
競 争 入 札 等	(76.9%) 10 件	(91.3%) 127,081	(72.7%) 8 件	(94.0%) 176,914
企 画 競 争 ・ 公 募	(7.7%) 1 件	(3.4%) 4,675	(0%) 0 件	(0%) 0
競 争 性 の あ る 契 約 (小計)	(84.6%) 11 件	(94.7%) 131,756	(72.7%) 8 件	(94.0%) 176,914
競 争 性 の な い 随 意 契 約	(15.4%) 2 件	(5.3%) 7,371	(27.3%) 3 件	(6.0%) 11,261
合 計	(100.0%) 13 件	(100.0%) 139,127	(100.0%) 11 件	(100.0%) 188,175

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

2. 競争性のない随意契約の状況

令和 3 年度における競争性のない随意契約は、次のとおり。

- ① 事務所共益費（水道・ガス料金） ②事務所電気代
③ 騒音斉合施設大井その 1 防火シャッター開閉機修繕工事※

※ ③は、施設利用者の安全確保等の観点から、緊急随意契約により実施した。

3. 一者応札・一者応募に係る状況

(1) 「調達等合理化計画」に基づく見直し内容

- ① 施工箇所等の取りまとめ
② 仕様書等の見直し
③ 入札参加要件の緩和
④ アンケートの実施
⑤ 電子メールによる入札説明書等の交付

2. 業務運営の効率化に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

(2) 競争性のある契約に占める一者応札・一者応募の割合

年度	一者応札・応募／競争性のある契約	割合
平成 30 年度	1 件 ／ 15 件	6.7%
令和元年度	1 件 ／ 11 件	9.1%
令和 2 年度	1 件 ／ 11 件	9.1%
令和 3 年度	0 件 ／ 8 件	0%

4. 令和 3 年度「調達等合理化計画」に係る取組内容及びその効果

■ 重点的に取り組む分野

(1) 施工箇所等の取りまとめ

工事や業務委託等については、発注時期を勘案した上で、施工箇所が複数に点在していても関係者に不利益とならない範囲でまとめて発注したことで合理的な調達実施に取り組んだ。

実例として、福岡空港周辺における移転補償事業に関わる建物等の調査業務において、2 箇所に点在する建物等を取りまとめて発注することにより、入札参加者は 11 者、予定価格 3,102 千円に対し落札価格 1,474 千円（落札率 47.5%）となった。

また、同じく福岡空港周辺における移転補償事業に関わる地積測量図の作製等業務においては、2 箇所に点在する対象箇所を取りまとめて発注することにより、入札参加者は 3 者、予定価格 1,542 千円に対し落札価格 968 千円（落札率 62.8%）となった。

この外、騒音斉合施設のトイレ改修工事实施設計業務委託においては、同一施設内のトイレ 4 箇所を取りまとめて発注することにより、入札参加者は 5 者、予定価格 3,944 千円に対し落札価格は 2,750 千円（落札率 69.7%）となった。

(2) 仕様書、入札説明書、入札参加資格要件及び公告期間の継続的見直し

一般競争入札については、仕様書に業務内容を可能な限り具体的に記載し、「入札及び契約事項審査会」において事前点検を行うことで、入札案件の競争性、公平性及び透明性を高め、新規事業者の参入促進に取り組んだ。また、既存のルールを遵守しつつ、同業種区分内で複数の等級を対象とする入札参加資格要件（ランク）の緩和を行うことで、競争性の確保に取り組んだ。

主なものとして、

- ① 前述の福岡空港周辺における移転補償事業に関わる建物等の調査業務において、入札参加資格 B 等級相当であったが、競争性を高めるため、A 等級も加えて入札を行ったところ、入札参加 11 者のうち A 等級は 5 者、そのうち新規事業者は 1 者であった。
- ② 緑地造成に係る測量及び設計業務においては、入札参加資格 B 等級相当であったが、A 等級も加えて入札を行ったところ、入札参加 6 者のうち A 等級は 4 者、そのうち新規事業者は 1 者であった。
- ③ パーソナルコンピュータ賃貸借及び保守業務においては、入札参加資格 C 等級相当であったが、A、B 及び D 等級も加えて入札を行ったところ、入札参加 4 者のうち A 等級が 3 者、D 等級が 1 者となり、その全てが新規事業者であった。
- ④ 新規事業者の参加はなかったが、緑地造成工事においても、入札参加資格 B 等級相当であったが、競争性を高めるため、A 等級も加えて入札を行ったところ、入札参加 10 者全てが A 等級であった。



(3) 競争参加増加のための取組

上記(1)及び(2)に記載のとおり、施工箇所の取りまとめや入札参加要件緩和等を行うことで、一般競争入札全8件のうち全件で2者以上の応札となり、競争性を確保することができた。

さらに、従前より全ての入札説明書交付申請者に対しアンケートを依頼し、入札参加を見送った者の回答を中心に、入札参加資格要件や公告期間等の適切性を検証し、必要に応じて(1)及び(2)の取組に反映させている。

(4) その他の取組

行政手続きにおける書面規制・押印・対面規制の抜本的な見直しの一環として、一般競争入札の取扱要領その他関係規程を改正し、今年度から入札説明書等について事務室窓口での交付に加え、電子メールでの交付も行うこととした。

全交付件数	電子メールによる交付
78 件	(59%) 46 件



当該年度における取組

■ 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立＜該当案件 100%点検＞

当機構は、契約に際し「入札及び契約事項審査会」を開催し、調達に関する問題点がないかどうか、よりよい入札にするための工夫ができないかどうか、随意契約によらざるを得ない案件であるかどうかなどについて、点検、確認を行う体制を構築している。

実例として、騒音斉合施設のシャッター開閉機修繕工事において、緊急に修繕する必要性が生じ、緊急随意契約を行うことの妥当性について点検、確認を行った。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組＜内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会をそれぞれ3回以上開催＞

当機構は、理事長を委員長とする内部統制委員会の下にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する教育・研修を実施している外、リスク管理委員会を設置し、業務ごとに内在するリスク因子を事前に把握・検証している。各委員会を年3回開催し、コンプライアンスに関する不祥事の発生を未然に防止する体制を構築している。

具体的な対応について、コンプライアンス委員会においては、他の行政機関で発生したコンプライアンス違反事例の自由討論、コンプライアンスの自己点検、eラーニング研修を実施することで不祥事発生の未然防止に取り組んだ。また、リスク管理委員会においては、業務環境の変化に伴いリスク管理表や業務フロー図を見直し、新たな不祥事発生のリスクが生じていないか検証した。

このような取組の結果、評価指標に掲げる目標は達成した。

5. 契約監視委員会等による点検等

(1) 契約監視委員会による点検

- 6月7日に「契約監視委員会」を開催し、令和2年度の契約実績、一般競争入札に付した契約案件、競争性のない随意契約、低入札価格調査、調達等合理化計画の取組内容を含めて報告し点検を受けたが、契約監視委員会から特段の意見表示、勧告等はなかった。また、その点検結果については速やかにホームページで公表した。

(2) 監事による監査

- 契約における事務手続については、所定の規程類に基づき契約担当役までの処理を適正に行っており、定期的に監事のチェックを受けている。
- 令和3年度の監事監査においては、契約事項に関して特段の指摘はなく、その旨、監事から理事長へ報告がされている。

《参考》機構の入札・契約情報 HP ページ <https://www.oeia.or.jp/nyusatu/one.cgi>

(3) その他の取組

- コンプライアンス委員会における他の行政機関での発生したコンプライアンス違反事例の自由討論において、契約手続きにおける相互牽制機能を強化すべきとの意見があったことから、措置すべき手続きを検証し、体制を整えた。
- 具体的には、発注課が行っていた見積徴取を総務課（契約担当）が行うこととした。



(1) 業務改善の取組 ⑤給与水準の適正化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

⑤ 給与水準の適正化

給与水準については、引き続き、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を毎年度公表すること。

【中期計画】

⑤ 給与水準の適正化

給与水準については、引き続き、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を毎年度公表する。

【年度計画】

⑤ 給与水準の適正化

給与水準については、平成 26 年度 4 月において、「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける国家公務員の給与と同一の水準となるよう改正を行っている。引き続き、一般職の職員の給与に関する法律の改正状況を把握し、それに準じて適宜適切に改定を行う。また、その改定結果や取組状況を毎年度公表する。

当該年度における取組

<対国家公務員指数（ラスパイレス指数）の状況、役職員給与の適正化の取組>

○ 従前より、機構俸給表を国家公務員行政職俸給表（一）と同一としている。

また、令和 3 年度においても「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」を踏まえ、機構においても国の制度と同様にしており、取組状況を令和 4 年 6 月に公表した。

【参考】

対国家公務員指数（ラスパイレス指数）推移

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
対国家公務員指数	101.5	98.5	102.0	92.9



(2) 業務の電子化及びシステムの最適化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 業務の電子化及びシステムの最適化

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など、ICT の活用等により、業務の電子化及びシステムの最適化を推進すること。

【中期計画】

(2) 業務の電子化及びシステムの最適化

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など事業に係るシステムを強化・効率化し、ICT の活用等により、業務の電子化及びシステムの最適化を推進する。

【年度計画】

(2) 業務の電子化及びシステムの最適化

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など事業に係るシステムを強化・効率化し、ICT の活用等により、業務の電子化及びシステムの最適化を推進する。

※ ICT：アイ・シー・ティー [information and communication technology]

情報通信技術。IT とほぼ同義。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語として IT が普及したが、国際的には ICT が広く使われている。



当該年度における取組

<業務の電子化及びシステムの最適化>

- ◎ ICT を活用した会議開催により、コロナ禍においても円滑な会議運営を行えるように努めた。
また、クラウドベースのグループウェア（サイボウズ）、無線 LAN（Wifi）、テレワーク環境（リモートデスクトップ）等の各種 ICT 環境を導入して、業務の電子化及びシステムの最適化を図ってきたが、これらの ICT 環境について、さらなる機能の品質向上に取り組んできた。
- 再開発整備事業について、物件データベースを適宜更新するとともに、各職種間（事務職、土木職、建築職、電気職）において当該情報の共有化を図ることで、業務を円滑かつ効率的に処理することができた。
- 住宅騒音防止対策事業について、住宅騒音防止工事事務処理システムの活用、住民からの問合せや相談に対する迅速な対応により、事務処理時間の短縮及びサービスレベルの向上を図ることができた。
また、機構ホームページ上から電子版の申請書をダウンロード可能にしており、紙媒体での配布を必要最低限としている。
- グループウェア及び IT 資産管理システムを活用した勤怠管理強化、通信端末の更新やソフトウェアのバージョンアップなど機構ネットワークシステムの最適化を行った。

3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(1) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業において適切に計画するとともに予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図ること。

【中期計画】

本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定のうえ、予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図る。

予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	13,336
業務収入	3,082
補助金収入	598
受託金収入	9,626
負担金収入	10
長期借入金等収入	—
雑収入	20
繰越金受入	—
支出	13,062
固有事業	2,229
受託事業	8,854
その他事業	265
人件費	1,345
一般管理費	368

収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	13,104
経常費用	13,104
業務費用	11,385
固有事業	2,263
受託事業	8,854
その他事業	268
一般管理費	1,704
人件費	1,345
物件費	359
減価償却費	—
財務費用	15
雑損	—
臨時損失	0
収益の部	13,361
経常収益	13,361
業務収入	3,082
受託収入	9,626
補助金等収益	651
財務収益	3
雑益	—
臨時利益	—
純利益	257
目的積立金取崩額	—
総利益	257

資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	14,829
業務活動による支出	13,086
投資活動による支出	—
財務活動による支出	206
次期繰越金	1,537
資金収入	14,829
業務活動による収入	13,336
業務収入	3,082
受託金収入	9,626
その他の収入	628
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—
前期よりの繰越金	1,493

3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

中期目標・中期計画・年度計画

【年度計画】

＜令和3年度計画における予算・収支計画・資金計画＞

予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	1,167
業務収入	615
補助金収入	115
受託金収入	432
負担金収入	2
長期借入金等収入	—
雑収入	3
繰越金受入	—
支出	1,167
固有事業	492
受託事業	268
その他事業	45
人件費	286
一般管理費	76

収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	1,172
経常費用	1,172
業務費用	809
固有事業	496
受託事業	268
その他事業	45
一般管理費	359
人件費	286
物件費	73
財務費用	4
雑損	—
臨時損失	0
収益の部	1,172
経常収益	1,172
業務収入	615
受託収入	432
補助金等収益	125
財務収益	0
雑益	—
臨時利益	—
純利益	0
目的積立金取崩額	—
総利益	0

資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	1,586
業務活動による支出	1,185
投資活動による支出	—
財務活動による支出	3
次期繰越金	398
資金収入	1,586
業務活動による収入	1,167
業務収入	615
受託金収入	432
その他の収入	120
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—
前期よりの繰越金	419

当該年度における取組

＜予算執行状況、収支計画実施状況、資金計画実施状況＞

- 予算については、経費の抑制を図りつつ、効率的に適正な執行を図っている。
- 収支計画については、固有事業の安定的な業務収入の確保及び事業の効率的な執行により、年度計画と比較して総利益が増加した。
- 資金計画については、余裕金運用検討委員会での議論を踏まえ、適切な管理を行った。
- 資金管理については、毎月の預金残高を突合するとともに、会計監査人及び監事監査の監査を受ける予定であり、適切な管理に取り組んでいる。

3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

< 令和3年度予算執行状況（支出決定ベース） >

令和4年3月末現在
(単位：千円)

科 目	予算現額	執行済額	執行率
固有事業勘定	492,791	456,645	92.7%
再開発整備事業費	489,325	453,189	92.6%
業務外支出	3,466	3,456	99.7%
受託事業勘定	268,920	220,580	82.0%
移転補償事業費	218,498	195,165	89.3%
緑地造成事業費	50,422	25,415	50.4%
その他事業勘定			
住宅騒音防止対策事業費	44,778	19,316	43.1%
管理勘定	361,998	319,805	88.3%
人件費	285,849	261,850	91.6%
一般管理費	76,149	57,955	76.1%
合 計	1,168,486	1,016,346	87.0%

(注) 端数処理の関係で合計に合致しない場合がある。



(2) 短期借入金の限度額

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400 百万円とする。

【年度計画】

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400 百万円とする。

当該年度における取組

該当なし。

3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】
該当なし。

【年度計画】
該当なし。

当該年度における取組

該当なし。



(4) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】
該当なし。

【年度計画】
該当なし。

当該年度における取組

該当なし。



(5) 剰余金の使途

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

固有事業（再開発整備事業）に充てる。

【年度計画】

固有事業（再開発整備事業）に充てる。

当該年度における取組

令和3年度決算において発生した当期総利益については、独立行政法人通則法第44条第1項に基づく積立金として整理した。



(1) 適切な内部統制の実施

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(1) 適切な内部統制の実施

内部統制については、これまで同様充実・強化を図ること。その際、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制を機能させるための規程類、体制を常にチェックすること。

指示の伝達、情報共有・活用等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を図ること。これらが有効に行われているかの点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直し・推進を行うこと。

【中期計画】

(1) 適切な内部統制の実施

内部統制については、これまでと同様に充実・強化を図る。その際、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制を機能させるための規程類、体制を常にチェックし評価・改善を行う、PDCA サイクルを実行していく。

指示の伝達、情報共有・活用等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を図る。これらが有効に行われているかの点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直し・推進を行う。

【年度計画】

(1) 適切な内部統制の実施

内部統制については、これまでと同様に充実・強化を図る。その際、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制を機能させるための規程類、体制を常にチェックし評価・改善を行う、PDCA サイクルを実行していく。

① 内部統制委員会

内部統制委員会及びその分科会（リスク管理委員会等）を開催し、内部統制の推進に関する事項について検討、審議を行い、内部統制システムの継続的な PDCA サイクルを実行していく。

② 職員研修の実施

内部統制の着実な実施及び更なる充実・強化を図るため、職員に対する研修等を実施する。

③ 内部コミュニケーションの活性化

理事長の指示、機構のミッションが確実に全役職員に伝達される仕組み及び職員から役員へ必要な情報を伝達される仕組みを着実に運用する。

④ 内部監査

内部監査機能を充実させるとともに、監査により見出された課題等を着実に業務の改善に生かし、適正かつ効率的な事業執行を図る。



当該年度における取組

- ◎ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令・延長されるなど、そのリスクが長期化している。このような状況のなか、機構では引き続き新型コロナウイルス感染拡大のリスクに対応するため、周辺住民、関係先、職員及び家族の感染拡大防止を最優先事項とし、国・自治体が要請する感染防止対策を徹底して行い、新型コロナウイルスの影響の極小化を図っている。

これらの取組を行うにあたり、理事会をはじめ各委員会では、情報の共有や方針の協議を行っており、今後もこのリスクを重要なリスクと位置づけ、継続して状況の変化を注視、都度対策の検討・見直しを行い、リスクを軽減する体制を図った。

- その他の取組として、コンプライアンスに関する事例研究（職員間自由討論）や老朽化した騒音斉合施設に係るリスク管理表の見直しなど、内部統制を機能させるための取組を実施している。

■年度計画（1）①

① 内部統制委員会

<内部統制委員会の開催>

- 理事長を委員長とする内部統制委員会を3回開催し、内部統制の推進に関する取組について審議、決定した。

【審議、報告事項等】

第18回委員会（4/22）

- 今年度の取組方針（1. コンプライアンスについて、2. リスク管理について、3. 内部監査の実施、4. 情報セキュリティ対策について、5. 職員研修の開催）について審議し、決定した。

第19回委員会（10/21）

- 今年度の取組状況について中間報告を行った。

第20回委員会（3/17）

- 今年度の取組結果について報告を行った。

<コンプライアンス委員会の開催>

- 審議役を委員長とするコンプライアンス委員会を3回開催し、機構のコンプライアンス推進のための取組について審議、決定した。

【審議、報告事項等】

第18回委員会（5/25、書面開催）

- 今年度の取組方針を決定した。

第19回委員会（10/13）

- 上半期の取組状況についての報告、コンプライアンス理解度チェックの集計結果報告及びコンプライアンス違反事例の各課討論の結果報告を行った。

第20回委員会（3/7）

- 今年度の取組について総括を行い、コンプライアンス理解度チェック、ストレスチェックの実施、コンプライアンス違反事例の職員間自由討論、コンプライアンス研修について次年度以降も実施していく方針を決定した。



当該年度における取組

【主な活動】

- 7月に全職員を対象にチェックシートによるコンプライアンス理解度チェックを実施し、認識強化を図った。
- 7月に全職員を対象に機構として初めてストレスチェックを実施した。機構では労働安全衛生法上の義務職場ではないが、職員の心理的な負担の程度を把握することで、職員自身のストレスへの気づきを促し、ストレスの原因となる職場環境の改善につながった。
- 9月にコンプライアンス違反事例を議題とした各課討論を実施した。各職員からは多様な意見が集まり、改めて違反を認知するとともに、違反が起こった原因や今後の改善対策を考える機会とすることができた。
- 12月にコンプライアンス研修（動画視聴）を全役職員に実施し、意識啓発を図った。

＜リスク管理委員会の開催＞

- 審議役を委員長とするリスク管理委員会を3回開催し、機構のリスク管理のための取組について審議、決定した。

【審議、報告事項等】

第21回委員会（5/25、書面開催）

- 今年度の取組方針を決定した。

第22回委員会（10/13）

- 上半期の取組状況について中間報告を行った。また、「空港周辺整備機構災害等対応マニュアル」の見直しについて審議を行った。

第23回委員会（3/7）

- 今年度の活動について総括を行い、リスク管理表の見直し及び安全運転研修等について継続的に実施していく方針を決定した。

【主な活動】

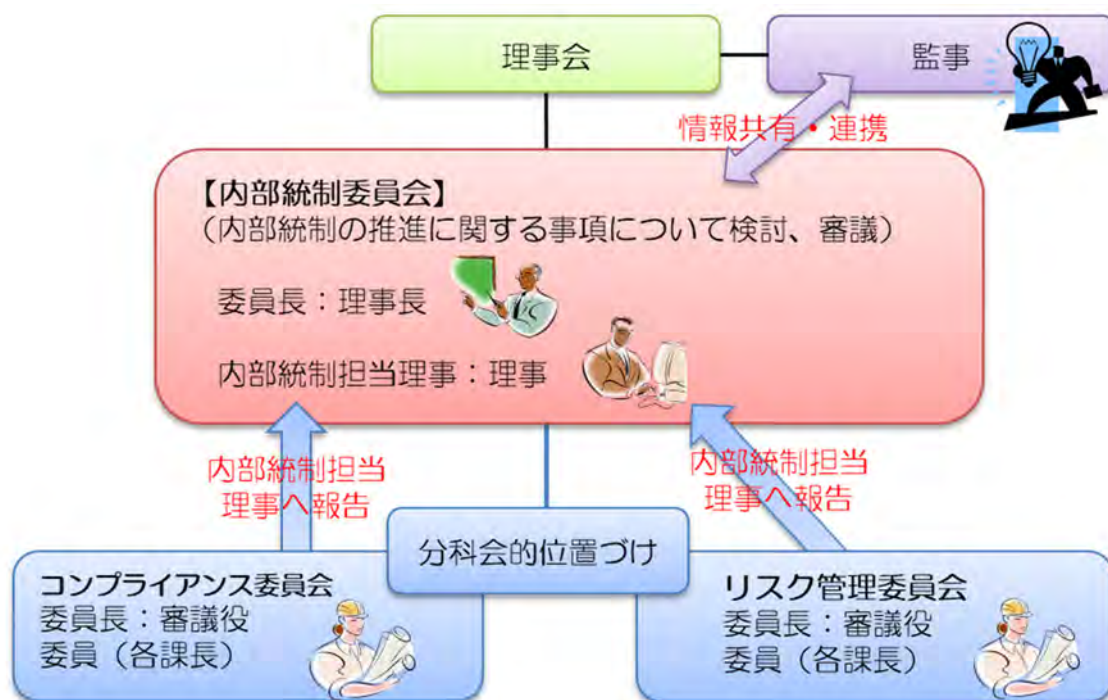
- リスク管理表及び業務フローチャートの見直しについて検討を行った。
- ハラスメントに対し内部相談窓口への相談をためらう者もいるため、全職員に対し匿名で相談・通報できる外部相談窓口の案内を行った。
- 11月に安全運転研修を実施した。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、インターネット動画等の閲覧による研修とした。
- 災害等対応マニュアルについて「災害等対応（情報伝達）訓練」の結果等を踏まえ、現行のマニュアルを廃止し、新たなマニュアルを策定するとともに、個別のマニュアルとして「危機管理対応マニュアル（地震編）」を策定した。

4. その他業務運営に関する重要事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

【参考】 内部統制推進の組織体制図



<業務実績や課題の整理、業務改善（内部評価委員会の開催状況）>

- 6月に令和3年度第1回内部評価委員会を開催し、令和2年度の事業実績に対する内部評価を行った。
- 11月に令和3年度第2回内部評価委員会を開催し、令和3年度上半期の進捗状況の確認を行い、当該結果を下半期以降の業務運営に活用した。

4. その他業務運営に関する重要事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

■年度計画（1）②

② 職員研修の実施

- ◎ 昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響により、外部機関が開催する研修は、感染リスクを避けるため、集合研修の開催延期や中止、オンライン研修への変更を余儀なくされた。

機構では、職員の感染拡大防止の観点から、オンライン研修への参加を基本とし、集合研修への参加については必要最小限とした。

今年度、内部統制に係る研修は、オンライン研修への参加、DVD 視聴及び動画閲覧により実施した。

〔内部統制研修（10）〕

No.	研 修 名	実施者	期 間
1	●内部監査員セミナー	外部	7/20
2	●内部通報制度研修	外部	9/7
3	●ストレスチェック制度まるわかり！～実施準備から効果的な活用まで～	外部	9/16
4	●安全運転研修	外部	11/1～11/5
5	ハラスメント研修	DVD	11/8～11/10
6	ワーク・ライフ・バランス研修	DVD	11/8～11/10
7	●情報公開・文書管理	外部	11/10～11/12
8	人権・同和問題研修	DVD	12/6～12/8
9	クレーム対応研修	DVD	1/13～1/14
10	コンプライアンス研修	動画	1/17～1/21

研修名の欄：●オンライン研修

■年度計画（1）③

③ 内部コミュニケーションの活性化

＜機構内コミュニケーションの活性化、業務運営方針の明確化、役職員による共有＞

- 業務運営の方針等、重要事項の決定については、理事会において審議を行っており、職員もオブザーバーとして参加している。

また、毎月開催する役員懇談会（役員、審議役、各課長で構成）では、事業の進捗状況や懸案事項の報告、役員との意見交換等を行っており、その場で理事長から指示や方針が示され、各課長は課内ミーティング等により、これらを課内へ周知している。

このように、役員と職員との間で情報共有及び意思疎通を図るとともに、理事長のリーダーシップが発揮されている。



当該年度における取組

【参考】理事会開催状況

- 第96回理事会（6/24開催）
- 第97回理事会（12/26開催）
- 第98回理事会（3/17開催）

■年度計画（1）④

④ 内部監査

＜内部監査の実施＞

- 令和3年度内部監査（業務監査・会計監査）の実施に際しては、監査計画の策定から内部監査における指摘事項等のフォローアップまでを年度内に完結させるため、具体的な監査スケジュール計画を作成し、点検事項等についても個別具体的に検討を行った。
- 具体的な監査内容の検討に際しては、監査スキル向上のため、外部講師によるオンライン研修の受講や関連書籍・資料の活用などにより協議を重ね、「新型コロナウイルス感染拡大に対する各事業の対応状況」を重点項目に掲げ監査を実施した。
- 10/19に内部監査（対面）を実施した。事前に内部監査員と監事がディスカッションを行い、内部監査と監事監査の連携について確認し、これらを踏まえ監査を実施した。

＜監事監査、会計監査人による監査の実施＞

- 6月に監事による令和2事業年度決算等監事監査を受けた。通常の監査項目に加え、内部統制システムの整備・運用の着実な実施、法令・内部規程等の遵守体制、リスク管理等の観点からも監査が行われた。
なお、特段の指摘事項はなかったものの、監査時の指導・助言について、個別事項毎に整理し、改善すべき点について具体的な対応を検討する等、速やかに業務に反映させる取り組みを実施した。

【主な指導・助言に対する具体的な取組事例】

- 苦情処理に対応するため電話に録音機能を追加し、後から電話内容の確認が行えるようにしている。
- 会計監査人による令和2事業年度期末監査を5～6月に、令和3事業年度期中監査を11月及び3月に受けた。



(2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進

情報セキュリティ、個人情報保護対応については、平成 27 年 9 月の「サイバーセキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行うこと。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための適時適切な研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行うこと。

【中期計画】

(2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進

情報セキュリティ、個人情報保護対応については、平成 27 年 9 月の「サイバーセキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行う。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための適時適切な研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。

【年度計画】

(2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進

情報セキュリティ、個人情報保護対応については、「サイバーセキュリティ戦略」（平成 30 年 7 月 27 日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行う。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための適時適切な研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。

個人情報の保護に関しては、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号）等に基づいた安全確保の措置及び職員の義務の周知等により、情報の管理・保護を組織内全体で徹底する。



当該年度における取組

<機構における情報セキュリティ対策等に関する取組>

【情報セキュリティ委員会の開催】

- 理事を委員長とする情報セキュリティ委員会を3回開催し、機構の情報セキュリティ対策にかかる活動方針を決定した。
 - ・ 第18回 5/25（書面開催）
 - ・ 第19回 10/13
 - ・ 第20回 3/7

【主な活動】

- 情報セキュリティインシデント対処手順及び特に重要な情報セキュリティ・サイバーセキュリティに関する情報（脆弱性対策等）を新規採用研修のほか、年末年始・長期休暇前などに随時周知することで、職員への普及啓発及び注意喚起を行った。
- 7/28に「情報の格付け及び取扱制限」の説明会を実施し、機密性情報などの取扱について、職員の意識改善を図った。
- 2月に情報セキュリティに対する理解度を確認するため、「情報セキュリティ自己点検」を全役職員に対し実施し、情報セキュリティポリシーが概ね理解されていることが確認できた。また、理解ができていない点は、情報セキュリティ責任者から指導を行った。
- 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」が改正されたことにより、「独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシー」の見直しを行った。改正後には職員が理解しやすいように概要版も更新し、情報の共有を図った。
- 情報システムにおいて、セキュリティ水準維持の手順策定及び自己点検を実施し、セキュリティ対策の改善を行った。また、機構ネットワークシステムについて、インシデントへの事前対処として、新たなUTM(Unified Threat Management)機器を導入し統合脅威管理を開始しセキュリティ対策を強化した。
- ホームページシステムについて、令和3年5月にインシデント対処訓練を行い、セキュリティを向上させるため、ホームページの「ご意見・お問い合わせ」専用フォームを利用したスパムメール対策を実施した。

【研修】

- ◎ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、外部機関が開催する研修は、感染リスクを避けるため、集合研修の開催延期や中止、オンライン研修への変更を余儀なくされた。
機構では、職員の安全確保と感染拡大防止の観点から、オンライン研修への参加を基本とし、集合研修への参加については必要最小限としている。
- ◎ 10/25に情報セキュリティアドバイザーによるオンライン研修を全役職員に対し実施した。
- 個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関する研修を実施した。

4. その他業務運営に関する重要事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

〔情報セキュリティ研修（12）〕

No.	研 修 名	実施者	期 間
1	●情報セキュリティ対策オンラインセミナー	外部	4/21
2	●第1回 NISC 勉強会	外部	5/28
3	●CSIRT 人材育成のボトムアップに必要なセキュリティ教育	外部	6/9
4	●情報セキュリティ監査員研修	外部	8/25
5	●計画的・合理的なセキュリティ対策推進手法Webセミナー	外部	8/26
6	●第2回 NISC 勉強会	外部	9/9
7	実践的サイバー防御演習（CYDER）	外部	9/29
8	●情報セキュリティ研修	外部	10/25
9	情報セキュリティ監査員研修	外部	11/11
10	●サイバーセキュリティ基礎研修	外部	1/17
11	●CSIRT 研修	外部	3/17
12	●テレワーク時代に潜むセキュリティリスク	外部	3/25

研修名の欄：●オンライン研修

【監査】

- NISC（内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター）が主催する情報セキュリティ内部監査員を対象としたオンライン研修へ参加した。また、機構が契約している情報セキュリティアドバイザーを講師とする内部監査員研修の実施により監査員の知識向上に努めた。
- 11月に令和3年度情報セキュリティ監査実施計画に基づく内部監査（監査項目点検表に基づく自己点検、保護管理者へのヒアリング）を実施し、PDCAサイクルの運用向上を図った。
- 個人情報の保護に関して、適切な管理への取組を図るため、チェックシートを活用した自己点検及び個人情報の管理状況に係る監査を実施した。



(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ①国及び関係自治体との連携

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずること。

① 国及び関係自治体との連携

空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう国及び関係自治体との十分な意思疎通を図るための体制の確保を図ること。

【中期計画】

(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずる。

① 国及び関係自治体との連携

機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっては、国及び関係自治体と構成する「連絡協議会」、業務の調整及び意見交換のための会議等（以下「連絡協議会等」という。）を通じて、十分な意思疎通を図る。

【年度計画】

(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

空港と周辺地域の共生に資するため、地元の要望も踏まえつつ、次の取組を行う。

① 国及び関係自治体との連携

機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっては、国及び関係自治体で構成する「連絡協議会」、業務の調整及び意見交換のための会議等（以下「連絡協議会等」という。）を通じて、十分な意思疎通を図る。

当該年度における取組

① 国及び関係自治体との連携

<連絡協議会等の開催状況>

- ◎ 空港周辺対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう「連絡協議会幹事会」を2回開催した。昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり書面開催とし、情報共有を行った。

- 1回目（8/31）（書面開催）の議題

- (1) 令和2年度事業実績 (2) 令和3年度事業実施状況 (3) 令和4年度予算概算要求 (4) その他（令和2年度業務実績報告、事業概要パンフレットの紹介等）

- 2回目（3/25）（書面開催）の議題

- (1) 令和3年度事業実施状況 (2) 令和4年度計画（案） (3) 令和4年度予算実施計画（案）



当該年度における取組

＜連絡協議会以外の会議＞

- ◎ 「連絡協議会」以外にも国や関係自治体等との会議に参加し、機構を取り巻く情勢や今後の福岡空港における周辺環境対策等について、意見交換及び情報の共有を行い、円滑な事業の推進に向けて意思疎通と連携の強化を図っているところであるが、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、以下のとおり中止又は書面開催となったが、必要な情報共有は滞りなく行われた。

【連絡協議会以外の関係自治体等との主な会議と出席団体等】

- 福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議
(関係自治体：福岡県、福岡市、大野城市、春日市、太宰府市、志免町、粕屋町、機構)
開催日：4/14、4/15（個別開催）
 - 14日：春日市、大野城市、太宰府市
 - 15日：福岡県、福岡市、粕屋町、志免町→ 事業対象地域の関係自治体担当者に対し住宅騒音防止対策事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を個別に行い、制度・手続方法等について理解を深めてもらった。
- 地域対策協議会総代会
(福岡空港地域対策協議会、国、福岡県、福岡市、福岡国際空港(株)、機構他)
開催日：中止
- 福岡空港周辺地域における各種課題等に係る意見交換会
(国、福岡県、福岡市、福岡国際空港(株)、機構)
開催日：11/26
→ 国及び関係自治体が空港周辺地域の各種課題等について意見交換する会議に出席し、情報の共有を図った。
- 福岡空港公害対策協議会との事務協議
(福岡空港公害対策協議会、国、福岡県、福岡市、機構)
開催日：中止
- 福岡空港利活用推進協議会
(福岡県、福岡市、福岡商工会議所、地元経済界、航空会社、機構)
開催日：7/7（総会：書面開催）、11/30（総会：書面開催）
→ 福岡空港の周辺環境対策事業を含む利活用事業を推進するため、情報共有を図った。
- 上臼井・下臼井特別委員会
(国、福岡県、福岡市、福岡国際空港(株)、機構他)
開催日：7/19（1回目：書面開催）、11/30（2回目：書面開催）
→ 福岡空港整備事業の進捗状況等の情報共有を図った。



(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ②広報活動の充実

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努めること。

このため、ホームページを年間 20 回程度常に最新の情報に更新し、リーフレットやチラシによる広報を積極的に推進すること。

【中期計画】

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努める。

イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表する。

ロ ホームページの内容について、利用者にわかりやすい表現を心がけ、年間 20 回程度の更新を目途とし、常に最新の情報を提供する。

ハ 関係自治体と連携を図り、パンフレットの配布・自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行う。

【年度計画】

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努める。

イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表する。

ロ ホームページの内容について利用者にわかりやすい表現を心がけ、事業計画や業務実績報告書の公表等を行い、年間 20 回程度の更新を目途とし、常に最新の情報を提供する。

ハ 関係自治体と連携を図り、自治体広報誌への情報掲載・窓口での機構のパンフレットの配布や各事業のチラシ配布等の広報活動を行う。

4. その他業務運営に関する重要事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

■年度計画 ②広報活動の充実 イ

<財務情報等の公表>

- 令和2年度の財務諸表、業務実績評価結果、令和3年度の公共工事に係る発注情報や契約結果情報等の公表を速やかに行うことにより、事業運営の透明性を確保している。

【令和3年度におけるホームページの公表内容】

- 独立行政法人通則法に基づく公表
 - ・ 6/28 令和2年度業務実績報告書
 - ・ 6/28 令和2年度自己評価調書
 - ・ 6/28 令和元年度評価結果の反映状況
 - ・ 6/29 役職員の報酬・給与等の水準の公表（令和2年度給与水準）
 - ・ 7/14 令和2事業年度事業報告書及び財務諸表
 - ・ 9/9 令和2年度評価調書（主務大臣）
 - ・ 10/7 令和2年度独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況等の公表
- 各種事業
 - ・ 4/1 住宅騒音防止対策事業に係わる空気調和機器更新工事（生活保護世帯及び一般世帯）の協力業者の募集について
 - ・ 4/1 更新工事（生活保護世帯）の協力業者申込みについて
 - ・ 4/23 令和3年度空調機器更新工事における申請締切日のお知らせ
 - ・ 4/23 空調機器更新工事における申請書類、手引き等の掲載（2021年度版）
 - ・ 9/29 「移転補償に係る優遇税制」について、課税の特例内容を更新の上、掲載
 - ・ 1/31 令和4年度及び5年度の住宅騒音防止工事に係る施工業者及び設計管理者の登録募集開始のお知らせ
- 契約関係
 - ・ 独立行政法人空港周辺整備機構契約事務取扱細則に基づく発注情報の公表（入札公告・開札結果）
 - ・ 環境物品等の調達推進を図るための方針
 - ・ 令和3年度公共工事の発注見通し
 - ・ 令和3年度契約監視委員会の概要
 - ・ 令和3年度調達合理化計画
 - ・ 契約結果の情報 等

■年度計画 ②広報活動の充実 ロ

<ホームページの更新>

- ホームページの改修にあたっては、月別件数一覧を作成しアクセス状況の把握・分析に努め、改修の際の参考にするとともに、職員や関係者等の意見・要望を踏まえて改修を行った。

【主な改修内容】

- ・ トップページに新型コロナウイルス感染症対策のお知らせを追加





当該年度における取組

■年度計画 ②広報活動の充実 ハ

<自治体広報誌などへの情報掲載>

【住宅騒音防止対策事業】(P8の再掲)

◎ 新型コロナウイルス感染症の影響により、地域へ出向いた説明が制限されるなど制約があるなか、事業制度の積極的な周知を図るため、以下の取組を実施した。

- 新聞折込チラシの配布(4,100枚)
- マスクケースを作成し、騒音斉合施設(商業)、屋外レクリエーション施設(移転補償跡地)へ配布(4,500枚)
- 郵便局窓口現金封筒広告の配布(3,000枚)

○ 関係自治体窓口で住宅騒音防止対策事業パンフレットを配布した。また、福岡市の共同利用会館へもパンフレットを配布し、事業の概要を記載したチラシの掲示を依頼した。

○ 福岡市博多区、東区及び大野城市が発行している広報誌に事業案内の記事を掲載した。福岡市博多区は5、7、11、2月号の4回、東区は5、7、11、3月号の4回、大野城市は5、11、2月号の3回掲載した。

【移転補償事業】(P14の再掲)

○ 移転補償事業対象区域の住民に対し、事業の実施状況を周知するため、事業により更地となった跡地に「移転補償事業を行った土地である旨」の横断幕を設置しており、昨年度設置した空港南側の跡地については、より視認性の高い場所へ移設を行うことで周辺住民の目に触れる機会を増やした。

○ 福岡市及び大野城市が発行している広報誌へ事業案内の記事を掲載するとともに、引き続き地域住民の方々の目に触れる機会が増えるよう事業を案内するチラシを事業対象区域の公民館、共同利用会館へ配布するなど事業の広報に努めた。

【その他】

○ 機構のパンフレット2,000部を作成し、連絡協議会等を通じて関係自治体窓口での配布を依頼し、住民への周知を図った。

○ 機構への情報アクセスが容易になるよう、パンフレット等の広報物全てにQRコードを記載した。

獨立行政法人
空港周辺整備機構

【新聞折込チラシ配布先】福岡市（筥松地区他）、大野城市（仲畑地区他）、春日市（春日原地区）

【マスクケース】

【マスクケースの配布先】

媒体	配布先リスト	
	枚数	施設名
マスクケース	1,000	福岡市東区 理容室
	500	春日市役所
	2,000	福岡市博多区 スーパー銭湯
	1,000	福岡市博多区 小学校他



(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ③地域への啓発活動

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

③ 地域への啓発活動

- イ 環境学習や見学の要望があった場合は適切に対応する。
- ロ 空港で開催される「空の日」といったイベントや、国及び関係自治体で構成する「連絡協議会」等の場を活用し、積極的に啓発活動を行う。

【年度計画】

③ 地域への啓発活動

- イ 環境学習や見学の要望の掘り起こしを図る一環として、近接する小中学校等へ出前講座の実施を働きかけるとともに、要望があった場合は適切に対応する。
- ロ 空港で開催される「空の日」といったイベントでの広報活動や、連絡協議会等の場を活用し、積極的に啓発活動を行う。

当該年度における取組

■年度計画 ③地域への啓発活動 イ

<環境学習や見学の実施>

- 連絡協議会において地域への啓発活動の観点から、空港周辺の関係自治体に対して、機構の事業及び空港への理解を深めていただけるよう、資料やこれまでの取組を紹介し機構が積極的に対応することを周知した。
- ホームページに「校外学習」の募集案内について掲載するとともに、出前講座の実施についても引き続き案内を行った。
- ◎ 今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、環境学習や見学の実施はなかった。

■年度計画 ③地域への啓発活動 ロ

<啓発活動の実施>

- ◎ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、例年福岡空港で開催される「空の日」イベントが中止になるなど、地域への啓発活動の場が制限されたことから、事業制度を改めて地域住民へ周知するため、広報活動の充実を図った。
 - ・ 新聞折込チラシの配布
 - ・ マスクケースの配布
 - ・ 郵便局窓口現金封筒広告の活用
 - ・ 移転補償跡地への横断幕設置



(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ④地域住民のニーズの把握

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

④ 地域住民のニーズの把握

機構に寄せられた質問・意見を検討し、地域住民のニーズの把握に努めることでよりよい事業を実施していく。

【年度計画】

④ 地域住民のニーズの把握

引き続き、機構のホームページや、自治体情報誌への広報掲載、機構のパンフレット等に記載しているお問い合わせ・ご意見募集窓口から、機構に寄せられた質問・意見を検討し、地域住民のニーズの把握に努めることでよりよい事業を実施していく。

当該年度における取組

④ 地域住民のニーズの把握

<質問・意見の募集>

- ホームページに「ご意見・お問い合わせ」専用フォームを設け、幅広く意見等の募集を行っているほか、関係自治体で配布している機構のパンフレットに意見等の受付方法を記載し、地域住民からのニーズの把握にも対応している。

【ホームページの「ご意見・お問い合わせ」】

航空機騒音低減 住宅防音事業 移転補償事業 再開発整備事業 緑地造成事業 入札・契約情報

HOME > ご意見・お問い合わせフォーム

ご意見・お問い合わせ

空港周辺整備機構に対するご質問、お問い合わせなどをお寄せください。
ご質問等は電話、FAX、お手紙でも受付けております。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

入力フォーム

※漢字・ひらがな・カタカナは「全角」、英数字は「半角」でご入力ください。
※ **※** は、必ずご入力ください。

お問い合わせ区分 ☒ 質問 ☐ お問い合わせ ☐ 苦情

お名前 姓 名

フリガナ セイ メイ

ご住所 福岡市東区

年齢 10代以下

性別 ☒ 男性 ☐ 女性

E-mail

▼ ご意見・お問い合わせ・苦情 ☒



(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

① 研修員の受入れ

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、環境対策事業承継日以降の運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこと。

【中期計画】

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していく。

① 研修員の受入れ

運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、平成 31 年 4 月頃予定の空港運営事業開始日以降から環境対策事業承継までの間、運営権者から機構へ常勤の研修員を少なくとも 1 名以上受け入れ、研修を行う。

【年度計画】

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

国からの受託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していく。

① 研修員の受入れ

運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、運営権者派遣の研修員に対し研修の実施を通じて機構業務の習熟を図る。

当該年度における取組

① 研修員の受入れ

- 「独立行政法人改革等に関する基本的方針」に基づき、機構が実施している事業を適正かつ円滑に承継するため、平成 31 年 4 月から福岡空港運営権者より研修員 1 名を受け入れ、機構の業務を習得するための研修を開始した。

今年度は、4 月から地域振興課で住宅騒音防止対策事業、再開発整備事業及び緑地造成事業について、11 月から補償課で移転補償事業について実務研修（OJT）を行った。

業務移管に当たっては、今後も引き続き運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこととする。（措置状況：「一部実施・実施中」）



【参考】

- 独立行政法人改革等に関する基本的方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）

＜各法人等において講ずべき措置＞

本法人が行う福岡空港の周辺環境対策は、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号）」に基づき、福岡空港の民間委託を行うこととなる際に、新たな空港運営主体に業務移管する方向で検討が進められている。

福岡空港について民間委託の手続を進める際には、周辺地域の理解を得る観点からも、丁寧な手続を踏む必要があることから、業務移管に当たっては、必要な経過措置等も含めた業務の適正かつ円滑な実施を確保する。

本法人の業務が全て終了した段階で、本法人は廃止する。

4. その他業務運営に関する重要事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進 ②業務の可視化パターン化の推進

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

② 業務の可視化パターン化の推進

内部統制システムで作成している、各事業内容や管理部門の業務を図示化した業務フローチャートの充実及び業務上起こり得るリスクとその対策を可視化したリスク管理表の充実を図り、それを元に運営権者への事業説明資料を作成することでスムーズな事業の承継を行う。

【年度計画】

② 業務の可視化パターン化の推進

内部統制システムで作成している、各事業内容や管理部門の業務を図示化した業務フローチャートの充実及び業務上起こり得るリスクとその対策を可視化したリスク管理表について、日々の業務と照らし合わせて改善点を見つけ出し、内部統制委員会の分科会であるリスク管理委員会に諮り、内容や質の充実及びリスクの低減を図っていく。

当該年度における取組

② 業務の可視化パターン化の推進

<業務フローチャート等の作成>

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、書面・押印・対面の見直しに伴う業務のフローチャートを変更するとともに、既存業務についても、顕在化したリスクに迅速かつ的確に対応するため、リスク管理表の見直しを随時行った。（措置状況：「一部実施・実施中」）

〔業務フローチャート〕

						フローチャート	リスク番号	分類1	関連
						図-1	▲	分類2	契約業務に係るフロー 及び 業務概要 (全体)
								部署名	総務課 経理・決算係 更新日 2021/10/21
						業務概要			
④	③	③	③	②	①	①..... ◆..... ▲ア【想定されるリスク】●..... 【原因】..... 【対応策】.....			
				⑤		②..... ◆.....			



(5) 騒防法第 29 条第 1 項に規定する積立金の使途

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

(5) 騒防法第 29 条第 1 項に規定する積立金の使途

騒防法第 29 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、騒防法第 28 条に規定する業務の運営の使途に充てる。

【年度計画】

(5) 騒防法第 29 条第 1 項に規定する積立金の使途

騒防法第 29 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第 28 条に規定する業務の運営の使途に充てる。

当該年度における取組

特になし。